十 商工会法(昭和三十五年法律 | 唐津市 多久

第八十九号。以下この号におい

市小城市

第八十九号。以下この号におい 市 各町村 南工会法(昭和三十五年法律 唐津市 多久

ワ 法第五十五条において準用

ワ 法第五十五条において準用

第八十九号)第八十三条の規 する民法(明治二十九年法律

定による清算結了の届出を受

理すること。

第八十九号)第八十三条の規 する民法(明治二十九年法律

定による清算結了の届出を受

て「法」という。) に基づく事務

イ 法第二十三条第一項の規定 のうち次に掲げるもの

町及び西有田 日月町、有田 (小城町、三

により、設立の認可をするこ|町を除く。)

て「法」という。) に基づく事務 | 各町村(有田

イ 法第二十三条第一項の規定 | 町を除く。)

により、設立の認可をするこ

のうち次に掲げるもの

町及び西有田

り、総会の招集の承認をする

り、総会の招集の承認をする

法第四十四条第二項(法第

する場合を含む。)の規定によ

四十八条第五項において準用

十六 国有財産法に基づく事務の

各市 諸富町 川副町東

十六 国有財産法に基づく事務の

各市 諸富町

うち、河川法(昭和三十九年法

律第百六十七号)第百条第一項

与賀町 久保 川副町東 十一~十五 略

うち、河川法(昭和三十九年法

の規定により同法の規定が準用 律第百六十七号) 第百条第一項

田町 神埼町 与賀町 久保

の規定により同法の規定が準用 | 田町 神埼町

される河川の用に供されている|

千代田町

千代田町

される河川の用に供されている

十一~十五 略

理すること。

法第四十二条第三項(法第

法第四十四条第二項(法第

する場合を含む。)の規定によ

口 法第四十二条第三項(法第

四十八条第五項において準用

7日	( <u> </u>	金)				1	左	拿	1	県	Ź		報						号			:	外									
十 商工会法(昭和三十五年法律   唐津市 多久	一〜九の五 略	事務市町村	ることとする。		それぞれ下欄に掲げる市町村が処理す	第二条 次の表の上榻に掲げる事務に		(市町村が処理する事務の範囲等)	Ī	<b>女</b> E <b>多</b>	第十九条(佐賀県事務処理の特例に関				二十六~二十八 略			こと。 石町 嬉野町	建築等の許可申請を受理する一西有田町・	による知事に対する建築物の 町 有田町	ロ 法第六十五条第一項の規定   小城町 牛津	と。   町 上蜂町	建築の許可申請を受理するこ 山町 北茂安	による知事に対する建築物の「東脊振村」	イ 法第五十三条第一項の規定 三田川町	の区域にまたがる事務を除く。) 和町 神埼	に掲げるもの(二以上の市町村 川副町 ・	冨		二十二~二十四 略	ずること。	は供用を停止すべきことを命
久   十 商工会法(昭和三十五年法律   唐津市 多久	一〜九の五 略	事務市町村	ることとする		す   それぞれ下欄に掲げる市町村が処理す	第二条 ツの表の三根に指じる事務に		(市町村が処理する事務の範囲等)	Ī	文 E 前	第十九条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の「部改正)に係る親旧炎照表				二十六~二十八 略	石町 嬉野町	西有田町 白	こと。  町 有田町	白 建築等の許可申請を受理する 相知町 呼子	による知事に対する建築物の 町 浜玉町	ロ 法第六十五条第一項の規定   小城	町上峰	安 建築の許可申請を受理するこ 山町	基 による知事に対する建築物の 東脊振村 基	イ 法第五十三条第一項の規定 三田川町	町 の区域にまたがる事務を除く。) 和町 神埼町	大   に掲げるもの(二以上の市町村 川副	二十五 法に基づく事務のうち次 各市 諸富		二十二~二十四略	ずること。	は供用を停止すべきことを命
の方法の認可をすること。	二項の規定により、財産処分	ラ 法第五十四条第一項又は第一 アー 滑拿人を退住すること	1/4	ري د د د د د د د د د د د د د د د د د د د	はよる解散の届出を受理する	この解文)目はでを担し、	ヌ 法第五十二条第二項の規定	をすること。	により、設立の認可の取消し	リ 法第五十一条第四項の規定	<b>్.</b>	解散すべき旨の勧告をするこ	により、地区を変更し、又は	チー法第五十一条第三項の規定	క	立の許可の取消しをするこ	により、警告を発し、及び設	ト 法第五十一条第二項の規定	と°	項各号に掲げる処分をするこ	により、警告を発し、及び同	へ 法第五十一条第一項の規定	検査をさせること。	より、報告をさせ、又は立入	ホ 法第五十条第一項の規定に	理すること。	提出される事業報告書等を受	ニ 法第四十九条の規定により	こと。	り、定款の変更の認可をする	する場合を含む。)の規定によ	四十八条第五項において準用
の方法の認可をすること。	二項の規定により、財産処分	ラー法第五十四条第一項又は第	)、青草した曙丘けられて。 といる 法第五十三条の規定によ	32	に 13条角帯の届出を受理する		ヌ 法第五十二条第二項の規定	をすること。	により、設立の認可の取消し	リ 法第五十一条第四項の規定	Ł.	解散すべき旨の勧告をするこ	により、地区を変更し、又は	チ 法第五十一条第三項の規定	ک <sup>°</sup> ،	立の許可の取消しをするこ	により、警告を発し、及び設	ト 法第五十一条第二項の規定	と。	項各号に掲げる処分をするこ	により、警告を発し、及び同	へ 法第五十一条第一項の規定	検査をさせること。	より、報告をさせ、又は立入	ホ 法第五十条第一項の規定に	理すること。	提出される事業報告書等を受	ニ 法第四十九条の規定により	こと。	り、定款の変更の認可をする	する場合を含む。)の規定によ	四十八条第五項において準用

	平成16年12月17日	(金)	佐 賀 県 公	: 報 号	<b>外</b>	14
よる管理規程の変更の届出を受理すること。 受理すること。	イ 法第十二条の規定による路外駐車場の位置等の届出及び外駐車場の位置等の届出を受理すること。 ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出を受理すること。	************************************	任した者に行わせること。任した者に行わせること。	づく事務のうち次に掲げるものにより、建築物等の新築等のにより、原状回復又は移転若により、原状回復又は移転若により、原状回復又は移転若により、原状回復又は移転若により、原状回復又は移転若に十六条第二十六条	号において「法」という。)に基十七、土地区画整理法(昭和二十十七、土地区画整理法(昭和二十	する土地に立ち入らせること。 条の二の規定により他人の占有
	田町 有田町 山町 東春振村 野町 白石西町 西町町 西西町 古石 西町 町 西 西町 町 田町 本種町 田町 本種町 田町 石石 西町 石石 田町 石石 田町 石石 田町 石石 田町 石石 田町 本田	三田川町 大川副町 大部 諸富町		田町 有田町 東春振村 基 東春振村 基 町 白石町 西有	和	海町 有田町 おいから町 大山村 玄
こ 法第十四条の規定による路   一 法第十四条の規定による路   一 法第十四条の規定による路   の   の   の   の   の   の   の   の   の	イ 法第十二条の規定による路 イ 法第十二条の規定による路 は第十三条第一項の規定に よる管理規程の届出を受理すること。	***	H T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	づく事務のうち次に掲げるものイ 法第七十六条第一項の規定により、原状回復又は移転若により、原状回復又は移転若により、原状回復では移転若により、原状回復では移転若により、原状回復では移転若により、原状回復で	号において「法」という。)に基十七 土地区画整理法(昭和二十十七 土地区画整理法(昭和二十	する土地に立ち入らせること。条の二の規定により他人の占有条の二の規定により他人の占有
	石 西町 小城町 山町 北茂 有田町 百田町 七半 北茂 安町 白	三田川町 大川副町 大川副町 大田 神埼町	5	石 可	和町 本	日月町 芦刈 日月町 芦刈 上峰町 上峰町
	略務佐 名	第二条 県 改	11+六~11+	理 建 全 を を を を を を を の か が に よる 知 た に よる 知 た に よる 知 た の に は の に は の の の の の の の の の の の の の	の 区域 で で で で で で で で で で で で で	へ 法第十 出を求め

	務所 佐賀県税事	名称	管区域は次のとおりとする。	改
略	佐賀市	位置	は次のとおりとす県税事務所の名称	正
略	小城市 三養基郡、多久市、 一種類郡、鳥栖市、 佐賀郡、	所管区域	とする。	後
略	務所佐賀県税事	名称	第二条 県税事務所の名称、位	改
略	佐 賀 市	位置	は次のとおりとす県税事務所の名称	正
略	小城郡 三養基郡、多久市、 佐賀市、佐賀郡、	所管区域	りとする。	前

十条	
(県税事務所設置条例の一	
部改正)	
に係る新旧対照表	

	二十六~二十八 略		十六~二十八 略
石町 嬉野町	とりより。		الدرم. الدرم
西有田町 白	建築等の許可申請を受理する	嬉野町	建築等の許可申請を受理する
町有田町	による知事に対する建築物の	田町 白石町	による知事に対する建築物の
小城町 牛津	ロ 法第六十五条第一項の規定	有田町 西有	法第六十五条第一項の規定
町上峰町	と。	みやき町	と。
山町 北茂安	建築の許可申請を受理するこ	山町 上峰町	建築の許可申請を受理するこ
東脊振村 基	による知事に対する建築物の	東脊振村 基	による知事に対する建築物の
三田川町	イ 法第五十三条第一項の規定	三田川町	法第五十三条第一項の規定
和町 神埼町	の区域にまたがる事務を除く。)	和町 神埼町	の区域にまたがる事務を除く。)
川副町 大	に掲げるもの(二以上の市町村	川副町大	に掲げるもの(二以上の市町村
各市 諸富町	二十五 法に基づく事務のうち次	各市 諸富町	十五 法に基づく事務のうち次
	二十二~二十四略		十二~二十四略
	ずること。		ずること。
	は供用を停止すべきことを命		は供用を停止すべきことを命
	必要な措置をとるべきこと又		必要な措置をとるべきこと又
	へ 法第十九条の規定により、		法第十九条の規定により、
	せること。		せること。
	出を求め、又は立入検査をさ		出を求め、又は立入検査をさ
	より、報告若しくは資料の提		より、報告若しくは資料の提
	オー 海第十八条第一項の規算に		海第十八条第一項の対策に

3 略	3 略
上峰町三養基郡基山町、中原町、北茂安町、	三養基郡基山町、上峰町、みやき町
神埼郡三田川町、東脊振村	神埼郡三田川町、東脊振村
佐賀郡諸富町	佐賀郡諸富町
鳥栖市	鳥栖市
佐賀市	佐賀市
域のうち知事が指定する区域とする。	域のうち知事が指定する区域とする。
2 給水区域は、次に掲げる市町村の区	2 給水区域は、次に掲げる市町村の区
第二条 略	<b>第二条</b> 略
(弘政智臣)	(設置)
改正前	改正後
等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照	表第二十二条(佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一第二十二条(佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一
S.	
の	
玄海町、鎮西町及び呼子町の公営競技	てるものとする。
厳木町、相知町、北波多村、肥前町、	町の公営競技収益金の一部をもつて充
市、鳥栖市、武雄市、浜玉町、七山村、	市、鳥栖市、武雄市、七山村及び玄海
第三条 基金の積立ては、県並びに唐津	第三条 基金の積立ては、県並びに唐津
(基金の財源)	(基金の財源)
改正前	改正後
金条例の一部改正)に係る新旧対照表	第二十一条(佐賀県公営競技収益金貸付基金条例の

県立学校の名称	位 置
略	略
佐賀県立唐津西高等学校	唐 津 市
佐賀県立厳木高等学校	唐 津 市
略	略
佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町
略	略

### 別表 (第3条関係)

24 (214 - 21-12-01-12)	
県立学校の名称	位置
略	略
佐賀県立唐津西高等学校	唐 津 市
略	略
佐賀県立厳木高等学校	東松浦郡厳木町
佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町
略	略
	·

第二十三条(佐賀県立学校設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改

正

後

改

正

前

													_																			7
						źīl!	]	別表第一	J   		係るこ	<b>第</b>		另	表	(第	3 3	条関	係)													第二
						級別		第二	) -	火	係る新旧対照表第二十五多人依	<b>第二十丘条(左賈県公立学交戦員寺洙勤务手当及ゾへき也手当支洽条列の</b>					立	学	校	の :	名利	ĸ		位	Ĭ.		置				改	第二十四条
唐津市	唐津市	月 注 7	事	唐津市	唐津市	所在	へ き せ	、(第	3		対照表	₹ ⊋				略	祖.	<del>\</del>	· Hulb II	主垒	 学校		+	略  小		城		市	-		Lix	1
						地	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(第十三条関係)			衣 化	左貿員									学校	**********			—————————————————————————————————————			_				佐賀   世賀
唐津市立小	津市	之分校	計 川分校	津市	津市	学校	及び	く、関係		E		公立			-	佐賀	[県]	立.=	養基	<b>喜</b>	等学	校	-	三養	基郡	3 <i>a</i> ,	やき	町			正	公
唐津市立小川小学校戸木場分核	唐津市立厳木小学校瀬	j.	<b>善事市立敬木小学交平川分校</b>	唐津市立厳木小学校広	唐津市立高島小学校	等	き地学核及ひその級別	)			煮	学交			-	略	1 目 -		· >=====	544	少长		+	略		h <del>ell</del>		市				(佐賀県立学校設置条例の
小学	小小学	/ / / /	トト学	小小学	一一学	の名	別別	1	1	<b></b>	FI S	戦 員 生			-	<u>佐</u> 男	[	77.4	*件店	i <del>T</del>	学校		-	<u>小</u> 略	,	城		111			後	直条
校  	校瀬	* 5	交 平 ———	校広	校	称					19	マ 集 動				佐賀	[県]	立中	原建	€護	学校			三養	基郡	『み <sup>3</sup>	やき	町				
										-	₹	务手																				部改正)
						級別		別表第二	] 	١	<u>}</u>	当及バ		另	腰				係)	Φ.	e 10	in.		<u>[-1</u>	L_		===		7			
造	伊	伊什	 尹	伊	唐	別所	_	\ <u> </u>	-   C	女	,	) へ、 き、				県  略	М.	子	仪	()	名 移	<u></u>	<u> </u>	位  略	<i>L</i>		置		-		改	に係る新旧対照表
武雄市	伊万里市	伊万里市	尹万里有	伊万里市	唐津市	在地	き 地	(第十三条関係)	3		j H	也手			-		[県]	立神	埼高	5等	学校		+		奇郡	神	埼	町	_			新旧
武 杉					唐		学校	2 三条順	Ī	Ε	)  -  -  -	当支公			<u> </u>			_			等学	校	+-		基						正	対照
武雄市立西川	力 里 市	万里市	カ  校 里 打	上里市	唐津市立高島小学校	学校	き地学核及ひその級別	() () ()			ਸ ∮ •	PA 列			-	佐賀 略	[県]	立力	、城市	哥等:	学校		+	小り 略	成郡	小	<u>城</u>	町				120
西川	立山	立滝	立竜	立波	高島小	等の	初級	) }	'  	iji	_						[県]	<u></u> 立牛	-津高	5等	学校				成郡	子	津	町			前	
登小学校	5) 伊万里市立山代西小学	伊万里市立滝野中学校	尹万里市立竜野小学交学校	伊万里市立波多津東小	小学校	名称	別	]		10	- - - -	部收圧)			-	略							+	略							טים	
校	学	校	交  	小		<u></u>						<u>E</u> こ				佐賀	[県]	立中	原	<b>逢護</b>	学校			三養	基	郡中	』原	町				
										_																						
							 二 級	_																		-	剎	- 文				
唐津	良町	藤瀬	神埼郡三	城町	小城郡小	唐 車 市	唐津	唐津	唐津市	書	唐津	•	唐津	野町	藤津郡嬉	野町	藤津郡嬉	良町	藤津郡太	七丁佐賀郡富	士町	佐賀郡富	士町	佐賀郡富		武雄市		伊万	伊万里市	伊万里市		伊万里市
市		郡 太 			郡山	†	市	市	市市	†i  	市		市		郡嬉		郡嬉		郡  太	君皇	3	郡富				市		万里市	黒市	里市		里 市
唐津市	尾分校	太良町 原分校	三瀬	内分校	小城	唐 皇 分 校	唐津市	唐津市	唐津	声車 ち	唐津	巣分校	唐津市		嬉野町		嬉野	里分校	太良町	刻 筐		富士田		富士	矢筈分校	武雄市	校	伊万田	伊万田	伊万田	学校	伊津
唐津市立向島小学校	13(	立多	· 登	12	立晴	立 加	' 出加	立加	- 出	立馬	立蔵	12	立平		立大		立大	113(	立多	抗		立北		立北	校	出西		帯立	帯立	青立		伊万里市立波多津東小唐津市立小川中学校
島		EI	油的							度	木		原						F3									1111	滝	滝		波 川 夕 津 学
一学		小	小学		田小学	中学	唐小学	唐小学	没 リクラ	<u>小</u> 学	小学		小学		野原山		野原小		八小	□ 東 割		中学		山小学		登小		代元	野山	野小		71
学校		太良町立多良小学校中原分校	三瀬村立三瀬小学校藤		小城町立晴田小学校川	<b>善事中立加善中学校</b> 島分校	唐津市立加唐小学校松	唐津市立加唐小学校	唐津市立馬渡中学校				唐津市立平原小学校鳥		嬉野町立大野原中学校		嬉野町立大野原小学校		太良町立多良小学校三	<b>室士町立北山東部小学</b>		富士町立北山中学校		富士町立北山小学校		武雄市立西川登小学校		伊万里市立山代西小学	伊万里市立滝野中学校	伊万里市立滝野小学校		東  校  小
校校		以 小 学 校 中 —	小学校藤		田小学校川	中学校	唐小学校松	唐小学校 	股中学校 材	小学 学 	小学校天		小学校鳥		野原中学校		野原小学校		以小学校三	山東部 小学		山中学校		山小学校		川登小学校		代西小学	野中学校	野小学校		東  校  小
校		以外学校中	小学校藤		田小学校川	中学校	唐小学校松	唐小学校 	<b>ル</b> 中学校 オ	(小学 交) ———————————————————————————————————	小学校天		小学校鳥		町原中学校		野原小学校		以小学校三	山東部 小学		山中学校		山小学校				代西小学	野中学校	野小学校		東  校
				二級										1												級						
(		以小学校中 東松浦郡 鎮西町		二級		章中学校				小学交		里田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		野町	<b>野原中学校</b> 藤津郡嬉	良町				1 東部小学 平子町 東杉浦郡		山中学校東松浦郡				級	士町	1代西小学 佐賀郡富	野中学校 土町	野小学校 佐賀郡富		東小佐賀郡富
鎮西町東松浦郡	鎮西町	東松浦郡	東松浦郡	二級鎮西町	東松浦郡	<b>厳木町</b> 東松浦郡	浜玉町	東松浦郡	瀬 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>申</b>	が 城郡小	聖田	藤津郡嬉		藤津郡嬉	良町	藤津郡太	呼子町	東松浦郡	<b>野子打</b> 東松浦君	厳木町	東松浦郡	厳木町	東松浦郡	厳木町	一級東松浦郡		佐賀郡富		佐賀郡富	士町	佐賀郡富
鎮西町東松浦郡	鎮西町	東松浦郡	東松浦郡	二級鎮西町	東松浦郡	<b>厳木町</b> 東松浦郡	浜玉町	東松浦郡	瀬 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>申</b>	が 城郡小	聖田	藤津郡嬉		藤津郡嬉		藤津郡太	呼子町	東松浦郡	<b>野子打</b> 東松浦君	厳木町	東松浦郡	厳木町	東松浦郡	厳木町	一級東松浦郡	士町	佐賀郡富		佐賀郡富	士町	佐賀郡富
鎮西町東松浦郡	鎮西町	東松浦郡	東松浦郡	二級鎮西町	東松浦郡	<b>厳木町</b> 東松浦郡	浜玉町	東松浦郡	瀬 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>申</b>	が 城郡小	里田	藤津郡嬉		藤津郡嬉	良町	藤津郡太	呼子町	東松浦郡	<b>野子打</b> 東松浦君	厳木町	東松浦郡	厳木町	東松浦郡	厳木町	一級東松浦郡	士町	佐賀郡富		佐賀郡富	士町	佐賀郡富
鎮西町東松浦郡	鎮西町			二級鎮西町	東松浦郡	東松浦郡	浜玉町	東松浦郡	瀬 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	神	划 小城郡小	野田				良町		呼子町			厳木町		厳木町	東松浦郡	厳木町	一級東松浦郡	士町				士町	佐賀郡富

一級別

所

在

地

学校等の名称

一級別

在地

学校等

7の名称

略所

略

略略

三級

略

略

三級

略

略

二級

小 城

市

小城市立晴田小学校川

二級

城町 小城郡小

内分校

小城町立晴田小学校川

内分校

略略

略略

略 佐 俊 唐 邦 富 士 士	別表第四 (第十		字版 唐津市 根
町 富士町立富士中学校 市 唐津市立納所小学校 市 唐津市立納所小学校	交   する学校等		東東春振村立小川内小学
略 東松浦郡肥前町町町町町町	別表第四(第十五	三級 肥 東東 春振村 肥 東 春振村 町 調 郡 郡	良藤 鎮西町 郡太
略 肥前町立納所小学校 富士町立富士小学校 富士町立富士中学校	夜   する学校等	肥前町立向島小学校 校	尾分校 尾分校 東西町立加唐中学校中

 別表第二(第十三条関係)
 別表第二(第十三条関係)

 改
 正
 後

 財表第二(第十三条関係)
 別表第二(第十三条関係)

 ご
 の
 正
 前

 第二十六条(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)に

第二十九条
(佐賀県警察の組織に関する条例の一
部改正)
に係る新旧対照表

第二条 博物館は、唐津市に置く。

第二条 博物館は、

東松浦郡鎮西町に置

第二十八条(佐賀県立名護屋城博物館条例の一

部改正)に係る新旧対照表

改

正

後

改

正

前

警察署佐賀県呼子	警察署 紹子 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	警 佐 察 署 相 知	名称位 (第八条関係)	改
唐津市	目 夕 唐子 市二	唐 略津市	位係置	正
子町、旧鎮西町唐津市のうち旧呼	び東松浦郡一円 旧呼子町、旧額四 旧呼子町、旧鎮西	木町、旧相知町 唐津市のうち旧厳	管轄区域	後
警察署 佐賀県呼子	警察署署	警 佐 賀 県 相 知	別表 (第八条関係)	改
呼 東 松 浦 郡	目 夕 唐 子三丁二	相 東 略 知 湖 郡	度 位 係 置	正
子町、鎮西町東松浦郡のうち呼	郡のうち肥前町、 玄海町、浜玉町、 大温町、浜玉町、	木町、相知町東松浦郡のうち厳略	管轄区域	前

第
第
第二十七条(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)
年白
日然の宮
<b>豕設置</b>
粂例
の 一
部改正) に
に係る新旧対照表
対照表

略	警察署	略
略	石 杵島郡白	略
略	町、白石町杵島郡のうち江北	略
略	警察署	略
略	石 杵島郡白	略
略	町、有明町、福富町、白石町、福富	略
ı.	417	

# 第三十条(佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

				別表	
略	警察署佐賀県小城	略	名称	(第八	改
略	日月町小城市三	略	位 置	条関係)	正
略	小城市一円	略	管轄区域		後
略	警察署 佐賀県小城	略	名称	別表(第八条	改
略	日月町郡三	略	位置	条関係)	正
略	小城郡一円	略	管轄区域		前

第三十一条(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正) に係る新旧対照表

万里市、武雄市、鹿島市、小城市、佐	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊 別表第二(第五条関係)	改正後
	<b>別表第二</b> (第五条関係)	改正前

佐賀県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

●佐賀県条例第四十六号

佐賀県知事 古

Ш

康

佐賀県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県クリーニング業法施行条例(平成十四年佐賀県条例第四十九号) の —

部を次のように改正する。

う場合は、業務従事者」に改め、同号リ中「毎月一回以上行い、かつ、その旨 を表示する」を「定期的に行う」に改め、同条第三号イを次のように改める。 は容器に」を削り、同号チ中「業務従事者」を「消毒を要する洗濯物を取り扱 第二条の見出しを「(営業者の衛生措置)」に改め、同条第一号ニ中「、 いよう適切な施設管理及び作業管理を行うこと。 溶剤が大気の汚染、水質の汚濁又は土壌の汚染の原因となることのな 棚又

第二条第三号ハを次のように改める。

処理装置を取り付けること。 テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、

廃液

第三条第一項に次のただし書を加える。

第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)に行わせる ただし、同表の第三号の中欄に掲げる手数料に係る事務を、法第七条の二

場合は、当該手数料は、当該指定試験機関に納付しなければならない。

第三条に次の一項を加える。

3 定試験機関の収入とする。 第一項ただし書の規定により指定試験機関に納付された手数料は、 当該指

則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

19	平成16年12月17日(金)	佐 賀 県 公 報	号外	
廃る	コ 略 二 略 二 略 二 略 二 略 二 溶剤を使用するクリーニング所において必要な措置 イ 溶剤が大気の汚染、水質の汚濁 イ 溶剤が大気の汚染、水質の汚濁 でないよう適切な施設管理及び作 要管理を行うこと。	を定期的に行うこと。 り 消毒及びねずみ、昆虫等の駆除 するための設備を設けること。 り 消毒及びねずみ、昆虫等の駆除	(営業者の衛生措置) 第二条 法第三条第三項第六号に規定する必要な措置は、次のとおりとする。 一 クリーニング所において共通的に必要な措置 か要な措置 かったものと終わらないものに区 かったものと終わらないものに区	改 正 後 改 正 後 改 正 を考資料
に接続した廃液処理装置を取り付に接続した廃液処理装置を取り付に接続した廃液処理装置を取り付けること。	下	## 1	(クリーニング所において必要な措置) 第二条 法第三条第三項第六号に規定する必要な措置は、次のとおりとする。 一 クリーニング所において共通的に必要な措置 心要な措置 たる必要な措置 があったものと終わらないものに区かったものと終わらないものと終わらないものと終わらないものととのして、例又は容器に保管すること。	改正する条例に係る新旧対照表
 	でである。 ・ 大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定試験機関の収入とする。 定試験機関の収入とする。 第一項ただし書の規定により指定試験機関の収入とする。	ばばい指務第し該 公条	(手数料) 四・五 略
31,800   に、「34,400   を「51,200   に、「52,200   を「77,600   に改め、同別表のディブル射鷝場使用米の表中    800   を「77,600   に改め、同	は、「これ」では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	2 多略 略	し該心条	(手数料) 略略

る日から施行する。

外 的の使用」 Γ16, 1人1日につ П 艞 標的放出機の使用 の条例は、 表の散弾銃射撃場使用料の表の注の3を削る。 表のライフル ,800] 附 イに掲げる者以外の者にあっては、1人1 県内に住所を有す 徔 を加え、 を 則 0 [30,000]庚 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定 О¥ 射  $\mathbb{H}$ 560擊場 同表の注の3を削 標的1枚にし に改 એ 使用料の を が指に か、 時間につ 40 同表に次のように加える。 表 0) ては、1人1 D# 注 ŋ NK. 0) 2 中 別 860 表の散弾銃射撃場使用料の 44 日だり Ш 「以外の使用 77 使用終了の際 だしいては、 使用の際。 超える部分に係る使用 ПЖ D# 1,000 ただ 0) 使用終了の際 次に  $\zeta$ に 「及び標 問把

参考資料

佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

### 改 正 前 改 正 別表 (第4条関係) 別表 (第4条関係) ライフル射撃場使用料 ライフル射撃場使用料 使用料 (円) X 分

	区	分			使用料(円)	納期
占用	月使用。	以外(	の使り	用	1人1時間に つき <u>1,280</u>	使用の際。ただし、1時間を超える使用のに係るのでは、1時間がはでは、1時間がはできます。 できない にっこう できない できない できない できない できない できない しょう
占用 使用	午前9時 午前12時 午前9時	から午後	5 時ま	で	31,800 51,200 77,600	使用の際
標	的(	D 1	吏	用	1人1時間に つき 860	使用の際。ただし、1時間を超える部分に係る使用料については、 使用終了の際

- 注
  - 占用使用以外の使用及び標的の使用で、1時間を超えると きにおいて1時間に満たない端数の時間は、1時間として計 算する。
- 納期 1人1時間に 使用の際。た つき 860 だし、1時間 を超える部分 占用使用以外の使用 に係る使用料 については、 使用終了の際 午前9時から午前12時まで 21,400 使用の際 占用 午前12時から午後5時まで 34,400

午前9時から午後5時まで

表

並

### 注 1 略

使用

占用使用以外の使用で、1時間を超えるときにおいて1時 間に満たない端数の時間は、1時間として計算する。

52,200

3 標的を使用する場合は、この表に定める額に実費として知 事が定める額を加算する。

	改		正	移	É
	散	弾	銃射撃場	使用料	
区	分		使 用 料	(円)	納期
占用使用J			イ 県内に住所を にあっては、1 つき ロ イに掲げる者 にあっては、1	人1日に 1,000 首以外の者 人1日に 1,580	使用の際
占 用	使	用	1日につき	<u>30,000</u>	
Land A.L. dala (1)	機の使	EE .	標的1枚につき	44	使用終了の

平成16年12月17日 (金)

散 弾	銃 射 撃 場 使 用 料	
区分	使 用 料 (円)	納期
	1人1日につき 560	使用の際
占用使用以外の使用		
占 用 使 用	1日につき 16,800	

正

外

前

号

改

1・2 略 3 標的放出機を使用する場合は、この表に定める額に実費と して知事が定める額を加算する。

### ●佐賀県条例第四十八号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事

古

Ш

康

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例 (昭和三十六年佐賀県条例第三十二号) の

部を次の

ように改正する。

目次中「第二章 都市公園の管理(第三条-第十二条)」を

都市公園の管理(第三条-第十二条)

第二章

第二章の二 工作物等の保管の手続等(第十二条の二-第十二条の五)」

改める。

第三条及び第六条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。 第八条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「知事の」を

知事の」

第九条第一項中「第五条第二項」 を 「第五条第 項 に改める。 に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 工作物等の保管の手続等

(公示の方法等)

第十二条の二 法第二十七条第五項の規定による公示は、 当該公示を始めた日から起算して十四日間、 規則で定める場所に掲示するこ 次に掲げる事項を、

とにより行うものとする。 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」

保管した工作物等を除却した日及び場所

という。)の名称又は種類及び数量

保管した工作物等の保管を始めた日及び保管の場所

等に返還するものとする。

(売却の手続)

第十二条の四 法第二十七条第六項の規定による工作物等の売却については、

四 められる事項 三号に掲げるもののほか、 保管した工作物等を返還するため必要と認

2 載するものとする。 名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を佐賀県公報に掲 について権原を有する者(第十二条の五において「所有者等」という。)の氏 の期間が満了してもなおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等 知事は、特に貴重と認められる工作物等について、前項の規定による公示

3 で定めるところにより閲覧に供するものとする。 知事は、 第一項各号に掲げる事項を記載した保管工作物等一覧簿を、 規則

(価額の評価の方法)

第十二条の三 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、 則で定めるところにより行うものとする。 規

規則で定めるところにより行うものとする。

第十二条の五 一十七条第六項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者 (返還の手続) 知事は、規則で定めるところにより、保管した工作物等

二十三条第一項」を「第三十三条第四項」に、「公園予定地」を「公園予定区域 第十四条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、 同条中

則

に改める。

この条例は、 規則で定める日から施行する。

(使用料等)

(使用料等)

参考資料

## 佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

第八条 法第五条第一項法 第八条 法第五条第一項 けた者は、その権利を持 行とは転貸し、又は をない。ただし、知事の のない。ただし、知事の のない。ただし、知事の のない。ただし、知事の のない。ただし、知事の のない。ただし、知事の のない。ただし、知事の のない。ただし、知事の のない。	2 略 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、 (公園施設の設置、)	(行為の禁止) 第三条 都市公園に に掲げる行為をし し、法第五条第一 に係るものについ い。	二十都	改
場合は、この限りでない。(権利の譲渡等の禁止)	略 ・次のとおりとする。 ・次のとおりとする。 ・本のとおりとする。	<ul><li>一今九 略</li><li>○九 略</li></ul>	7十二条の保管理(第一条)	正後
(権利の譲渡等の禁止) 第八条 法第五条第二項若しくは法第六条 法第五条第二項若しくは法第六 がた者は、その権利を他人に譲渡し、 がた者は、その権利を他人に譲渡し、 らない。ただし知事の承認を受けた場	2 略 第六条 法第五条第二項の条例で定める 事項は、次のとおりとする。 一〜三 略	第三条 都市公園においては、次の各号第三条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただに掲げる行為をしてはならない。ただに係るものについては、この限りでなに係るものについては、この限りでない。	都市公園の管理(第	改正前

2 |

認められる事項

した工作物等を返還するため必要と

前三号に掲げるもののほか、

保管

日及び保管の場所

保管した工作物等の保管を始めた

知事は、特に貴重と認められる工作

二 保管した工作物等を除却した日及

量等」という。) の名称又は種類及び数 施設(以下この章において「工作物

第二章の二

工作物等の保管の手

第十二条の二 法第二十七条第五項の規

(公示の方法等)

当該公示を始めた日から起算して十四

定による公示は、次に掲げる事項を、

日間、規則で定める場所に掲示するこ

とにより行うものとする。

保管した工作物その他の物件又は

載するものとする。

は、当該公示の要旨を佐賀県公報に掲 名及び住所を知ることができないとき 五において「所有者等」という。)の氏 の所有者、占有者その他当該工作物等 の期間が満了してもなおその工作物等 物等について、前項の規定による公示

について権原を有する者(第十二条の

第九条 額の使用料を納付しなければならな 項若しくは第三項又は第四条第一項の 許可を受けた者は、別表第二に掲げる 法第五条第一項、 法第六条第一

2 6

2 6 略

略

第九条 額の使用料を納付しなければならな 項若しくは第三項又は第四条第一項の 許可を受けた者は、別表第二に掲げる 法第五条第二項、 法第六条第

(売却の手続)

第十二条の四 規則で定めるところにより行うものと 法第二十七条第六項の規

第十二条の五 等に返還するものとする。 代金を含む。)を当該工作物等の所有者 ころにより、保管した工作物等(法第 一十七条第六項の規定により売却した 知事は、 規則で定めると

第十四条 第三条から第十二条までの規 定は、法第三十三条第四項に規定する て準用する。 公園予定区域又は予定公園施設につい (公園予定区域及び予定公園施設)

のとする。 記載した保管工作物等一覧簿を、規則 で定めるところにより閲覧に供するも 知事は、 第 | 項各号に掲げる事項を

3

(価額の評価の方法)

第十二条の三 法第二十七条第六項の規 則で定めるところにより行うものとす 定による工作物等の価額の評価は、 規

定による工作物等の売却については、 (返還の手続)

第十四条 第三条から第十二条までの規 公園予定地又は予定公園施設について 定は、法第二十三条第一項に規定する (公園予定地及び予定公園施設)

準用する。

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する 平成十六年十二月十七日 佐賀県知事 古

康

Ш

●佐賀県条例第四十九号

件」を「掲出物件」に改める。

号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

ように改正する。 佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号)の一部を次の

第一条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「)に」

第二条第二項中「物件」の下に「(以下「掲出物件」という。)」を加える。を「。以下「法」という。) に」に改める。

六十九条第一項及び第二項」を「第百九条第一項及び第二項」に改める。第三条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第一号中「第

第四条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

好な景観若しくは風致を著しく」に改め、同条第三項中「広告物を掲出する物項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「著しく美観風致を」を「良第五条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二

第六条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

し、若しくは風致」に改める。第七条第一項中「行なう」を「行う」に、「美観風致」を「良好な景観を形成

第八条第一項及び第二項並びに第九条中「広告物を掲出する物件」を「掲出

第一号中「云告勿を曷出する勿牛」を「曷出勿牛」こめり、司条第三号及び第一第十一条中「次に掲げる各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条物件」に改める。

める。四号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「行なう」を「行う」に改四号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三号及び第第一号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三号及び第

に改める。 一」を「次の各号のいずれか」に、「美観風致」を「良好な景観若しくは風致」の、第十二条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「次に掲げる各号の

る物件」を「掲出物件」に改める。告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物を掲出す第十四条第一項中「次に掲げる各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「広

次に次の五条を加える。 知事が命じた者又は」を「、自ら又はその命じた者若しくは」に改め、同条のの下に「五日以上の期間を定めて、その期限までに」を加え、同条第二項中「広の下に「五日以上の期間を定めて、その期限までに」を加え、同条第二項中「広第十五条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「対し、」

(公示の方法等)

ら。 にあつては、二日間)、規則で定める場所に掲示することにより行うものとす公示を始めた日から起算して十四日間(同条第三項第一号に規定する広告物第十五条の二 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該

- 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- 一 保管した広告物又は掲出物件を除却した日及び場所
- 三 保管した広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- め必要と認められる事項前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するた

四

- ないときは、当該公示の要旨を佐賀県公報に掲載するものとする。十五条の六において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができ有者、占有者その他当該広告物又は当該掲出物件について権原を有する者(第前項の規定による公示の期間が満了してもなおその広告物又は掲出物件の所2 知事は、法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件について、
- 3 知事は、第一項各号に掲げる事項を記載した保管物件一覧簿を、規則で定